
第 2 回 大 山 町 議 会 定 例 会 議 録 (第 5 日)

平成 29 年 3 月 16 日 (木曜日)

議 事 日 程

平成 29 年 3 月 16 日 午前 9 時 30 分 開会

1 開議宣告

- 日程第 1 議案第 4 号 大山町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第 5 号 大山町防災行政無線施設条例の全部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 6 号 大山町特別医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 7 号 大山町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 8 号 大山町水道事業の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 9 号 大山町特別会計条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 10 号 大山町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 11 号 大山町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 12 号 大山町簡易水道事業の一部に地方公営企業法の全部を適用する条例を廃止する条例について
- 日程第 10 議案第 13 号 大山町と鳥取県との間の地方公共団体における情報通信技術の共同化に関する事務の委託に関する規約を定める協議について
- 日程第 11 議案第 14 号 町道路線の認定について (町道 中山インター線)
- 日程第 12 議案第 15 号 大山町豊房辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第 13 議案第 16 号 大山町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 日程第 14 議案第 17 号 平成 29 年度大山町一般会計予算
- 日程第 15 議案第 18 号 平成 29 年度大山町土地取得特別会計予算
- 日程第 16 議案第 19 号 平成 29 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第 17 議案第 20 号 平成 29 年度大山町開拓専用水道特別会計予算
- 日程第 18 議案第 21 号 平成 29 年度大山町夕陽の丘神田特別会計予算
- 日程第 19 議案第 22 号 平成 29 年度大山町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 20 議案第 23 号 平成 29 年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算
- 日程第 21 議案第 24 号 平成 29 年度大山町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 22 議案第 25 号 平成 29 年度大山町介護保険特別会計予算

- 日程第 23 議案第 26 号 平成 29 年度大山町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 24 議案第 27 号 平成 29 年度大山町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 25 議案第 28 号 平成 29 年度大山町風力発電事業特別会計予算
- 日程第 26 議案第 29 号 平成 29 年度大山町温泉事業特別会計予算
- 日程第 27 議案第 30 号 平成 29 年度大山町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第 28 議案第 31 号 平成 29 年度大山町索道事業特別会計予算
- 日程第 29 議案第 32 号 平成 29 年度大山町水道事業会計予算
- 日程第 30 議案第 47 号 土地売買契約の締結について
(大山町旧小金田池(大山町役場大山支所南側)町有地)
- 日程第 31 議案第 48 号 平成 28 年度大山町一般会計補正予算(第 12 号)
- 日程第 32 議案第 49 号 平成 28 年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 33 議案第 50 号 平成 28 年度大山町夕陽の丘神田特別会計補正予算(第 4 号)
- 日程第 34 議案第 51 号 平成 28 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算(第 4 号)
- 日程第 35 議案第 52 号 平成 28 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算
(第 5 号)
- 日程第 36 議案第 53 号 平成 28 年度大山町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 2 号)
- 日程第 37 議案第 54 号 平成 28 年度大山町介護保険特別会計補正予算(第 4 号)
- 日程第 38 議案第 55 号 平成 28 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 3 号)
- 日程第 39 議案第 56 号 平成 28 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算
(第 2 号)
- 日程第 40 議案第 57 号 平成 28 年度大山町風力発電事業特別会計補正予算(第 3 号)
- 日程第 41 議案第 58 号 平成 28 年度大山町温泉事業特別会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 42 議案第 59 号 平成 28 年度大山町索道事業特別会計補正予算(第 4 号)
- 日程第 43 議案第 60 号 平成 28 年度大山町水道事業会計補正予算(第 3 号)
- 日程第 44 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 45 陳情第 1 号 「沖縄の声に共鳴して地方自治の堅持を日本政府に求める意見書」の採択を求める陳情書
- 日程第 46 大山町とNPO法人との契約に関する調査特別委員会の報告について
- 日程第 47 議会改革調査特別委員会の報告について
- 日程第 48 発議案第 2 号 大山町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 49 発議案第 3 号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出
について

- 日程第 50 委員会の閉会中の継続審査について（総務常任委員会 請願第 1 号）
 日程第 51 委員会の閉会中の継続調査について（総務常任委員会）
 日程第 52 委員会の閉会中の継続調査について（教育民生常任委員会）
 日程第 53 委員会の閉会中の継続調査について（経済建設常任委員会）
 日程第 54 委員会の閉会中の継続調査について（広報常任委員会）
 日程第 55 委員会の閉会中の継続調査について（議会運営委員会）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15 名）

| | |
|----------------|----------------|
| 1 番 加 藤 紀 之 | 2 番 大 原 広 巳 |
| 3 番 大 杖 正 彦 | 4 番 遠 藤 幸 子 |
| 5 番 圓 岡 伸 夫 | 6 番 米 本 隆 記 |
| 8 番 杉 谷 洋 一 | 9 番 野 口 昌 作 |
| 10 番 近 藤 大 介 | 11 番 西 尾 寿 博 |
| 12 番 吉 原 美 智 恵 | 13 番 岩 井 美 保 子 |
| 14 番 岡 田 聰 | 15 番 西 山 富 三 郎 |
| 16 番 野 口 俊 明 | |

欠席議員（1 名）

7 番 大 森 正 治

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 手 島 千 津 夫 書記 …………… 提 嶋 護 大

説明のため出席した者の職氏名

| | |
|-------------------------|----------------------|
| 町長 …………… 森 田 増 範 | 教育長 …………… 山 根 浩 |
| 副町長 …………… 小 西 正 記 | 教育次長 …………… 齋 藤 匠 |
| 総務課長 …………… 酒 嶋 宏 | 人権・社会教育課長 …… 門 脇 英 之 |
| 地方創生本部事務局長補佐 …… 大 黒 辰 信 | 幼児・学校教育課長 …… 林 原 幸 雄 |
| 企画情報課長 …………… 井 上 龍 | 税務課長 …………… 岡 田 栄 |

| | | | |
|--------|-----------|----------|-----------|
| 建設課長 | ……………野坂友晴 | 水道課長 | ……………野口尚登 |
| 農林水産課長 | ……………山下一郎 | 農業委員会事務局 | ……………田中延明 |
| 福祉介護課長 | ……………松田博明 | 健康対策課長 | ……………後藤英紀 |
| 観光商工課長 | ……………持田隆昌 | 住民生活課長 | ……………森田典子 |
| 会計管理者 | ……………野間一成 | | |

午前 9 時 33 分開会

開議宣告

○議長（野口 俊明君） おはようございます。ただいまの出席議員は 15 名です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（野口 俊明君） 日程第 1、議案第 4 号・

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 発言の許可をお願いします。

○議長（野口 俊明君） 許可します。

○町長（森田 増範君） 発言の許可をいただきましたので、述べさせていただきたいと思います。NPO 法人に関係しますところの事務執行監査結果の指摘に対する改善策ということにつきまして、時間をいただいて報告を述べさせていただきたいと思います。時間を賜りたいと思いますがいかがでしょうか。よろしく願い申しあげたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（野口 俊明君） 許可します。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） はい、森田町長。

○町長（森田 増範君） 許可をいただきました。ありがとうございます。皆さんおはようございます。それでは、NPO 法人に関します事務執行監査結果の指摘事項に対する改善策について報告を述べさせていただきます。

平成 28 年 12 月 22 日付、受大監第 19 号で提出のありました事務執行監査の結果について、事務改善検討委員会を 1 月 16 日、2 月 10 日の 2 回にわたり開催をし、改善策をまとめましたので、報告をいたします。

大きく分けて 4 項目ございます。まず 1 点目は、職務専念義務違反についてであります。この度の事案で、職員が勤務時間中に法人の業務をしていた事実があり、この事件につきましては、年度初めに総務課長または所属長が非営利企業に従事する職員を把握しておくことで、勤務時間中の法人の業務を監視するものであります。

ただし、報酬を得る、得ないの区別をせず、集落の代表として、集落内で選出された役員、例えば集落の役員、農協の役員、森林組合の役員、寺の役員、神社の役員は把握の対象外といたします。

また、保育園、小中学校の保護者会、PTAなどの役員につきましても把握の対象外とすることと致しています。

これらの取り扱いにつきましては、勤務時間中に所管業務に関連する非営利企業に従事できる場合の基準、例示を作成をし、職員に周知することとします。この場合、営利企業等従事に関する許可申請書を提出し、許可を受けることといたします。

2点目は、随意契約の審査等についてであります。今回の事案は継続的な1社随契がなされており、指名審査委員会でのチェック機能が働かなかつたため、今後継続的な1社随契契約の場合、指名審査委員会で前年度の実績報告などを求め、適正に事業実施が成されているか、チェックすることとします。またホームページなどで公募し、応募者が1者しかなければ、1社随契を認めることといたします。

また随意契約ガイドラインの作成につきましては、既に大山町会計事務処理の手引きを作成いたしており、その中に随意契約の項目もあることから、それを再度職員に周知徹底することによって、ガイドラインの変わりとします。工事費以外の入札、契約の公表ということではありますが、監査調書に各課で契約を締結した50万円以上の事業のすべての契約内容を記載をし、ホームページ等で公表することで、入札、契約時の公表に変えるものにします。

3点目は、契約保証金の取り扱いについてであります。これにつきましては、大山町財務規則を遵守して、同規則の免除規定の各号に該当しない場合は、契約保証金を徴収することとします。また免除規定により、契約保証金を免除する場合、落札者が提出する契約保証金免除申請書を受け、適否を判断することとします。

4点目は、大きくくりであります。支払方法等についてであります。以前の不祥事の際に、条例でコンプライアンス、意識の徹底を図っておりましたが、形骸化している部分もございますので、再度朝礼でのコンプライアンス意識、10項目の行動規範の徹底を図りたいと存じます。

また、完了検査につきましては、所管課長が検査員になっておりますが、所管課長が主管業務に関連する団体等の役職員になっている場合、その団体への補助事業及び委託事業の検査を行わず、別の課の課長がこれを行い、不適切な事務処理を防止することとします。

最後に、公益通報処理通則要綱が定められておりますけれど、通報窓口の周知が徹底されていない面がございますので、再度周知徹底をはかり、早期の不祥事発見につなげたいと考えているところであります。

以上、報告とさせていただきます。事務改善につきましては、これから徹底してまい

りますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。
以上で報告に変えさせていただきます。

○議長（野口 俊明君） それではこれから本日の日程第1からはじめてまいります。

日程第1 議案第4号

○議長（野口 俊明君） 日程第1、議案第4号 大山町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第5号

○議長（野口 俊明君） 日程第2、議案第5号 大山町防災行政無線施設条例の全部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第6号

○議長（野口 俊明君） 日程第3、議案第6号 大山町特別医療費助成条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決さ

れました。

日程第4 議案第7号

○議長（野口 俊明君） 日程第4、議案第7号 大山町介護保険条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第8号

○議長（野口 俊明君） 日程第5、議案第8号 大山町水道事業の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第9号

○議長（野口 俊明君） 日程第6、議案第9号 大山町特別会計条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第10号

○議長（野口 俊明君） 日程第7、議案第10号 大山町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第11号

○議長（野口 俊明君） 日程第8、議案第11号 大山町税条例等の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第12号

○議長（野口 俊明君） 日程第9、議案第12号 大山町簡易水道事業の一部に地方公営企業法の全部を適用する条例を廃止する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第13号

○議長（野口 俊明君） 日程第 10、議案第 13 号 大山町と鳥取県との間の地方公共団体における情報通信技術の共同化に関する事務の委託に関する規約を定める協議について、討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第 11 議案第 14 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 11、議案第 14 号 町道路線の認定について(町道 中山インター線)の討論を行います。討論はありませんか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 討論がありますので、まず原案に反対者の発言を許します。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 4 番 圓岡 伸夫君。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） この町道認定に反対をいたします。平成 13 年 11 月発行の議会だよりなかやまを見れば当時の町長答弁で、構想道路としては全長 600 メートル幅員 11 メートルで甲川に 110 メートルと JR に 50 メートルの橋梁が必要である。さらに国道接続には右折レーンとか、9 号線の縦断勾配の問題もあり、国土交通省との調整もかなり難しい状況がある。事業費も多額なものが想定されると答弁されています。地元も賛否両論あり。全ての人が必要としているわけではありません。また、委員会では総工費 6 億 5,000 万円という説明がありましたが、合併協議会での財政推計において実施を見込んだ事業では、この町道新設改良工事に総事業費 9 億 5,000 万円とされています。総工費と総事業費の違いがあるものの、約 10 年以上も前の積算よりも 3 億円も安くなっていることに疑問を覚えます。議会の承認を得るために故意に安く説明をしている疑いもあります。だいいち、この道路の計画には大きな問題があります。

それは平成 28 年から 37 年までの大山町未来づくり 10 年プランにこの道路の記述がないことです。そんな道路を 29 年度事業として町長が提案するのはおかしいと思います。ちなみに平成 18 年に策定された大山町総合計画には、高速道路へのアクセス環境の向上として旧名和西坪線の改良や大山口停車場線（バイパス）の整備の記述もちゃんとあります。

多くの町民の人が関わって作られた 10 年プランに無い、ましてや 28 年度から始ま

った 10 年プランの翌年に提案されるこの計画にはない道路には賛成できないということ
を述べ反対と致します。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員（11 番 西尾 寿博君） 議長、11 番。

○議長（野口 俊明君） 11 番 西尾 寿博君。

○議員（11 番 西尾 寿博君） まさか反対討論が出るとは思いませんでしたので原稿は
用意しておりませんが、同じ委員会のなかで説明を聞いております。そういった意味で
後の方が続けてうちの委員会が出るかどうか分かりませんが、私の委員会のなかで聞い
た話をしたいなと思っています。

圓岡議員がおっしゃる通りお金が相当掛かります。それがゆえにですね、単町ではで
きないということがまず 1 つ。そういったことで、長年このアクセス道路のために、町
民もそうですけれども職員、議会も応援してきたひとつの事案であります。それがです
ね、こうしてやっと 20 年来ですかね、国との交渉の末に今実を結びかけた。町の持
ち出しがどれぐらいあるかはまだはっきりはしませんが、そういったための調査費なん
ですよ。その上に道路の勾配だとか橋の関係だとか、それを調査するといつとる話を
はなから反対、どういったことか、今、10 年プランにはないかもしれない、ずっと前
にあるんですよ。あるのはご存じでしょ。もっと前からある話です。継続なんです、は
っきり言ったら。それを今こうやって実が結んだのかなと。私はね、やってください、調
査してくださいよ。どういったことができるかなと思いつながら実は聞いておりました。
そういった意味でよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 次に反対者の発言を。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 無いようですので、次に賛成者の発言を許します。討論はあり
ませんか。

○議員（9 番 野口 昌作君） 議長、9 番。

○議長（野口 俊明君） 9 番 野口 昌作君。

○議員（9 番 野口 昌作君） 私は議案第 14 号 町道路線の認定についての議案につ
いて、これにつきましてですね、賛成の立場で討論をさせていただきます。

まずこれはですね、合併前からの懸案でありましたフォーラムなかやまに通じる道
路、9 号線からまっすぐにつないで便利にしようというような考え方から、合併時に大
山町の重要事項として載っていたはずだったわけですが、それについて
推進されたわけですがなかなかそれが難しかったと。土地問題等があったように聞いて
おりますけれども、そういうなかで路線変更しながら、県のほうにも助成を受けながら完

成させようという考え方でございます。本当にいい考え方で私たちも道路が便利になるがというぐあいには思ったりしているところでもあります。まあ圓岡さんのほうがですね、さっき反対討論のなかで、利用もしないというようなこともちょっとあったような気がしておりますけれど、まあ私ですね、利用しないからといって反対ということになりますと、私が旧大山地区の道路新設のような計画が出た場合、地元の人はやっぱり必要なからして、その道路を計画されるわけであって、それを我々が利用しないんだということで反対してしまっただけですね、これやっぱり地元のほうがそれだけ必要性を感じながらやっていることについて反対するってことはいけないというぐあいには思ったりするわけでありまして、あその道路は利用しない、私は利用しないんだから反対だというようなことはないでないかと思ったりします。今計画される道路は、フォーラムなかやま、それから中山インターに9号線のほうからまっすぐ行ける、それから野菜出荷所にまっすぐ行ける道路でですね、非常に利用が多く見込まれる道路でございます。そういうわけです。是非これは認めてですね、実際に道路の完成をみななければいけないなというぐあいを感じておるところでございます。そういう立場からこの議案に対して賛成するものでございますので、どうぞみなさま方、よろしくお願いいたします。

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第15号

○議長（野口 俊明君） 日程第12、議案第15号 大山町豊房辺地に係る総合整備計画の策定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第 13 議案第 16 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 13、議案第 16 号 大山町過疎地域自立促進計画の一部変更について、討論を行います。討論はありますか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第17号 ～ 日程第29 議案第32号

○議長（野口 俊明君） 日程第 14、議案第 17 号 平成 29 年度大山町一般会計予算から、日程第 29、議案第 32 号 平成 29 年度大山町水道事業会計予算まで、計 16 議案を一括議題とします。

平成 29 年度予算審査特別委員会の審査結果の報告を求めます。委員長 岩井 美保子君。

○平成 29 年度予算審査特別委員長（岩井 美保子君） それでは報告書を朗読させていただきます。

平成 29 年度予算審査特別委員会報告書、平成 29 年 3 月 16 日、大山町議会議長 野口俊明様。平成 29 年度予算審査特別委員会 委員長 岩井美保子。

平成 29 年 3 月 3 日、平成 29 年第 2 回大山町議会定例会において設置された議員全員による平成 29 年度予算審査特別委員会に付託された予算の議案について、審査したので、会議規則第 77 条の規定により下記のとおり報告します。

記

1. 事件名

- 議案第 17 号 平成 29 年度大山町一般会計予算
- 議案第 18 号 平成 29 年度大山町土地取得特別会計予算
- 議案第 19 号 平成 29 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 議案第 20 号 平成 29 年度大山町開拓専用水道特別会計予算
- 議案第 21 号 平成 29 年度大山町夕陽の丘神田特別会計予算
- 議案第 22 号 平成 29 年度大山町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 24 号 平成 29 年度大山町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 25 号 平成 29 年度大山町介護保険特別会計予算
- 議案第 26 号 平成 29 年度大山町農業集落排水事業特別会計予算

議案第 27 号 平成 29 年度大山町公共下水道事業特別会計予算

議案第 28 号 平成 29 年度大山町風力発電事業特別会計予算

議案第 29 号 平成 29 年度大山町温泉事業特別会計予算

議案第 30 号 平成 29 年度大山町宅地造成事業特別会計予算

議案第 31 号 平成 29 年度大山町索道事業特別会計予算

議案第 32 号 平成 29 年度大山町水道事業会計予算

2. 事件の内容 平成 29 年度各会計当初予算の審査

3. 平成 29 年度予算の特徴

平成 29 年度は、町長、町議会議員の改選期にあたり、骨格予算としての位置づけである。

一般会計予算は、総額 99 億 3,000 万円で、対前年度比 10 億 6,000 万円、9.6%の減となっている。

(歳入について)

町税収入は、14 億 4,372 万円で、対前年度比 1,441 万円、1.0%の増となっている。町民税の年金特別徴収による増や、固定資産税の償却資産の増が主な要因である。

地方交付税は、46 億円で、合併算定替の縮減率が 3 割から 5 割となるものの、交付税算定の見直しなどのプラス要因があるため、対前年度比 1 億 5,000 万円、3.1%の減にとどまっている。

町債は、骨格予算として大きく減少しているが、今後増の可能性を持っている。

(歳出について)

義務的経費は、39 億 6,025 万円で、対前年度比 2 億 7,492 万円、6.5%の減となっている。二ケタの定年退職者に伴う人件費の減、臨時福祉給付金事業関係を主要因とした扶助費の減、平成 18 年度情報通信整備事業の起債償還終了を主要因とする公債費の減があげられる。

投資的経費は、7 億 364 万円で、骨格予算に伴い対前年度比 5 億 7,622 万円、45.0%の大幅な減となっている。

物件費等のその他経費も、対前年度比 2 億 886 万円、3.8%減の 52 億 6,611 万円となっている。

骨格予算ながら新規事業も計画されている。

地域おこし協力隊員が町内で居住、起業し、その事業内容が町の活性化に資することを要件とした、経費の一部助成金、地域おこし協力隊起業支援事業に 300 万円。鳥取県中部地震により被害を受けた大山寺旧境内災害復旧事業に 1,006 万円。町道中山インター線の調査委託料 1,100 万円。「大山開山 1300 年祭」のプレ・イヤーへの対策費として、大山山麓協議会負担金 3,514 万円などである。

「大山開山 1300 年祭」のプレ・イヤー関係では、鳥取県西部地域を中心に事業が実

施される予定で、大山においても、牛馬市の CG 映像や PR 動画など、日本遺産の魅力発信を含めた事業など、様々な取り組みが計画されている。

継続事業としても、町外からの U ターンを含めた地域の担い手、特に若者の移住定住の促進と確保を図る移住定住促進事業に 1,694 万円。対象児童を満 2 歳まで拡充する、家庭保育支援給付金事業に 1,800 万円。しっかり守る農林基盤交付金事業に 3,364 万円、坊領向原線の橋梁工事費 2 億 5,000 万円など多くが計上されている。

特別会計では、5,500 万円の歳入不足が見込まれる国民健康保険特別会計予算が、国税の上乗せと一般会計からの法定外繰入金を想定した予算となっていること。

水道事業会計予算が、平成 29 年度から、これまでの 4 箇所の簡易水道が統合された予算となり、水道料金も統一されることになっていること。国民健康保険特別会計、国民健康保険診療所特別会計双方に関連して、目標どおりの成果が見られなかった大山診療所の人間ドックによる健診センター化対策として、一定年齢の方を対象にしていた人間ドックに、さらに対象年齢を設定した上でその受診を大山診療所に限定した、「大山ドック」と名付けた新たな取り組みが行われることなどがあげられる。

様々な行政課題はあるものの、大山町の資源を活かし、町民一人ひとりがいきいきと暮らすことができる環境づくりを目指して、平成 29 年度の予算執行にあたられたい。

4. 審査の経過及び審査の結果

付託を受けた 16 議案について、分科会方式により、平成 29 年 3 月 6 日・7 日・8 日の 3 日間審査を行うとともに、9 日に全体会を委員全員で行なった。

審査の結果、付託された 16 議案すべてを可とすべきものと決した。

5. 付 帯 意 見

(1) 町民総健康づくり運動が 3 年目を迎える。健康で安心して暮らすまちづくりを目指して取り組む計画に対して、着実に成果があがるように求める。

中でも、大山診療所については、人間ドックによる健診センター化が始まっているが、経営の収支、実績があがるようさらに努力を求める。

(2) 基金等の運用計画や運用状況について、今後は提示されるよう求める。以上で報告を終わります。

大変失礼をいたしました。事件名のなかで、議案第 23 号を飛ばしていたようでございます。基に戻りまして、議案第 23 号 平成 29 年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算でございます。

以上で報告を終わります。

○議長（野口 俊明君） これで平成 29 年度予算審査特別委員長の報告を終わります。

これから 1 議案ごとに討論・採決を行います。

議案第 17 号

○議長（野口 俊明君） 議案第 17 号 平成 29 年度大山町一般会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 討論がありますので、まず原案反対者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 4 番 圓岡 伸夫君。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） この議案第 17 号に反対をいたします。今回の予算は骨格予算で住民のための数々の施策も見てとれますが、また例年のように問題点も多く見受けられます。

そのなかでも歳入では、歳入の電柱移転工事補償金 150 万円です。27 年度当初予算も 150 万円で、28 年度も同じ 150 万円を当初予算で計上されています。当然、29 年度も 150 万円です。予測しがたいのは理解いたしますけれども、それでも根拠のない際には見込むべきではないと思います。これは地方財政法の第 3 条の 2 項に抵触するのではないのでしょうか。地方財政法第 3 条の 2 項では、地方公共団体はあらゆる資料に基づいて正確にその財源を補足し、かつ経済の状況に即応してその収入を算定し、これを予算に計上しなければならないとなっています。することができるではなく、しなければならない、つまり義務規定になっていますが、昨年も指摘したように執行部はこの地方財政法をどのように解釈をしているのでしょうか。

2 つ目に、同和対策施設費の施設修繕料 52 万 1,000 円です。毎年、指摘をしていますが、大山町集会所条例で定める複数の集会所で 29 年度も軽微な施設修繕料が予算計上されています。大山町集会所条例では、第 1 条、地域住民の福祉の向上をはかるため、集会所を設置する。第 2 条 集会所の名称及び位置は別表の通りとするとして、萩原報国、新高田、渡道、下楨原、倉岡など 23 の集会所または多目的集会所、多目的研修集会所は指定をされています。集会所条例の第 3 条では、集会所の維持管理及び運営を設置場所の行政区に委託するとされています。同じ大山町集会所条例で定める集会所であるならば、ある集会所には施設修繕料を出し、その他の集会所には出さない、こういう道理の通らないことはすべきではないと思います。

また昨年、副町長は答弁のなかで、課目存置は歳出については敢えて取る必要はないと答弁されましたけれども、今年も 1 万円が 2 集会所に予算計上をされています。自身の発言にはきちんと責任をとっていただきたいと思います。

次に、保険福祉センター名和と名和診療所の光熱水費、また新たに発覚した保健福祉センター大山についてです。地方自治法の第 209 条の 2 項で特別会計は普通地方公共団体が特定の事業を行う場合、その他特定の歳入を持って、特定の歳出に充て、一般の歳

入歳出と区別をして経理をする必要がある場合において条例でこれを設置することができるとあります。区別して経理のできていない保健福祉センター名和の光熱水費 582 万 6,000 円と、条例の上では国保診療所にしておきながら、一般会計の社会福祉総務費で会計処理をする保健福祉センター大山の指定管理委託料 1,684 万円には会計上の大きな問題があると思います。これは地方自治法の主旨に沿って改めるべきだと思います。

4 点目に同和教育費の進学奨励交付金 52 万 8,000 円です。地区と地区外を区別せずきめ細やかな対応と広い視野を持っていくことが今後重要であると思います。他にもありますけど、とりあえず以上 4 点を指摘して反対討論といたします。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。他に討論はありませんか。

○議員（3 番 大杖 正彦君） 議長、3 番。

○議長（野口 俊明君） 3 番 大杖 正彦君。

○議員（3 番 大杖 正彦君） 私は、この平成 29 年度大山町当初予算案に賛成の立場で討論をいたします。

ただいま圓岡議員のほうから細かく反対の点を述べられましたが、本予算は骨格予算であります。その中で、先ほどの予算審査委員長のほうから報告がありましたように、義務的経費や人件費、扶助費などを削減し、行財政改革に取り組む姿勢が多く見られます。反面、農林、畜産、水産そして企業誘致事業など地場産業の振興に支援をする姿勢、それから高齢化社会に備える福祉事業に加え、移住・定住、地域自治組織など、地域が頑張る事業への支援策も見込まれています。そして何より大山開山 1300 年祭の行事など、国が進める観光事業に重点がおかれ、これからの大山町を明るく楽しさ需給力高いまちへの発展を目指す予算編成だとみております。

私は、議会はですね、行政の故意、不用意な不正など厳しくチェックする役割はございます。そういう役は担っておりますが、反面、先進地視察から学ぶ、大山町の行政の優れた点も後押しすることも考える必要があるんじゃないでしょうか。

よって、賛成討論といたします。

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕 〔 「賛成討論」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 原案に賛成者の発言を許します。

○議員（15 番 西山 富三郎君） 議長、15 番。

○議長（野口 俊明君） 15 番 西山 富三郎君。

○議員（15 番 西山 富三郎君） 賛成討論をいたしますが、静かに意見を聞いて欲しいと思います。議会はそういう重要な責任を帯びています。

予算書は、公金の累計であります。公金とは、地方公共団体が、その目的を達成するための作用を行うにあたって、用いる金銭を言います。町と議会の抑制、均衡、緊張関係は、地方公共団体運営の民主制、有効性、効率性を高め、障がい除去し、それらを

通して偏りの無い、政策決定がその実施が期待されるものであります。部落差別解消推進法が制定され、施行されています。我が国に部落差別が現存することは、国の恥であり、行政国民こぞって、解消しようというものであります。本町も同和対策に取り組んでいます。

少し皆さん方が知らないことをご報告いたします。自民党の幹事長の二階さんは和歌山の出身だそうです。幹事長と和歌山県の解放同盟の委員長は大の仲良しだそうです。法の中身は部落差別があってはいけないな、(声を発する者あり)。

○議長（野口 俊明君） 静かにしてください。

○議員（15 番 西山 富三郎君） 人間平等にしなければならないなということです。そうしてわしが議員の間に、必ず作るからという約束をしていたそうではありますが、県連の委員長が亡くなったそうです。法律ができたあとに、おい、約束どおり法律を作ったからなという墓参りをしたそうです。人間このような義理と人情がなくてはなりません。こういうことが同和対策の真髄であります。義理と人情こそが人間の真髄でなくてはなりません。若干の報告です。これは間違いのないことであります。

さて、議員はね、有用性のある視座を据えなくてはなりません。民主主義は観客席はないのです。ひとりひとりが松明照明であります。輝かなければなりません。心を直さぬ、学問にして、行政にして、議会にして何があるのですか。小さいながらも訪れてみたい、そして住んでみたい、きらりと光り強くしなやかなふるさと大山町を目指す予算ですよ。透明の原則、参加の原則、協働の原則も示してあります。日本遺産の山大山、神坐す山大山、地蔵信仰が育んだ日本最大の牛馬市の山大山、心のふるさとの山大山さん、開山 1300 年の前年にして、地域を見つめ直し、魅力を高めあげる努力が必要であります。桐野利秋と西郷南洲の問答を紹介します。

桐野の偉い人等はどんな人ですかの問いに対し、西郷は偉い人とは、大臣であるとか、大将であるとかの地位ではなく、財産の有無ではない、一言と元で尽くせば後ろから押まれる人である、死後慕われる人であると答えています。議員に選ばれたものは人間の心を保ち、町民共に歩もうではありませんか。そのようなことが盛り上げられています。政策予算は新しく選ばれた首長や議員によって大いに語り合おうではありませんか。その基礎となる予算であります。全員が賛成すべきであります。以上。

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論をおわります。

これから議案第 17 号を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 17 号は委員長報告のとおり

可決されました。

議案第 18 号

○議長（野口 俊明君） 議案第 18 号 平成 29 年度大山町土地取得特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第 19 号

○議長（野口 俊明君） 議案第 19 号 平成 29 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 討論がありますので、まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 4 番 圓岡 伸夫君。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） この議案第 19 号に反対をいたします。平成 29 年 2 月時点の速報値では滞納額は 2 億 9,385 万円あります。まじめに一生懸命返済をされている方もおられますし、担当課の努力も認めますけれども、約 3 億もの収入未済額に対し、償還期限の最終年度である平成 33 年度までにどのように解決されようとしているのか、全く分からないので、この議案第 19 号に反対をいたします。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。他に討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第 20 号

○議長（野口 俊明君） 議案第 20 号 平成 29 年度大山町開拓専用水道特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第 21 号

○議長（野口 俊明君） 議案第 21 号 平成 29 年度大山町夕陽の丘神田特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 討論がありますので、まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 4 番 圓岡 伸夫君。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） この議案第 21 号に反対をいたします。今回の当初予算書では、一般会計繰入金で 1,571 万 8,000 円が計上されています。27 年度決算では、利用者数も約 5 万 3,000 人の来場者という報告がありましたけれども、内町内利用者は 4,181 人、26 年度は 4,724 人でしたから、543 人の減です。これで本当にこの施設が町民のためになっていると言えるのでしょうか。29 年度も修繕料として 591 万円が計上されていますけれども、今後施設の老朽化のために、ますます修繕料が掛かることも予想されます。大規模改修工事も視野に入れた長い目でみた施設の維持管理計画のない夕陽の丘神田特別会計に反対をいたします。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第 22 号

○議長（野口 俊明君） 議案第 22 号 平成 29 年度大山町国民健康保険特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 討論がありますので、まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 4 番 圓岡 伸夫君。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） この議案第 22 号に反対をいたします。町が行う人間ドックは、国が定めた健康につぼん 21 での、2 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底(NCD の予防)の中の COPD(慢性閉塞性肺疾患)に対応できていません。そういう意味では大きな問題を抱えています。

解決するためには、米子の医療機関も含め、どういう体制、仕組みで検診をすれば、住民の福祉の向上につながるのかを考え直すべきだと思いますので、この議案第 22 号に反対をいたします。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員（12 番 吉原 美智恵君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 何番ですか。

○議員（12 番 吉原 美智恵君） 議長、12 番。

○議長（野口 俊明君） 12 番 吉原 美智恵君。

○議員（12 番 吉原 美智恵君） この予算について賛成の立場で討論いたします。先ほどの圓岡議員の論点とは少し違いますが、この健康保険税についてですが、私たちは議会で健康と医療介護と財政に関する調査特別委員会設けました。で、その中の報告を受けて 29 年 1 月に委員会からの要望書を森田町長に提出しております。その中で、27 年度は、一般会計から法定外繰入金 5,000 万円予算されました。そして国保の加入者は年金生活者や小規模事業者など、低所得者が多いことから、保険税の引き上げは慎重に考える必要があり、経済状況や社会状況なども考慮し、法定外繰入れを行わざるを得ない場合もある。そして国保会計は独立採算が原則であることや、今後一般会計の交付税収入が減少することを考慮すれば、法定外繰入れは最小限にとどめるようにしなければならないと報告されて、町長に申し入れをしております。それを受けてこの健康保険税の予算が計上されたものと思います。

1 月、2 月はインフルエンザなど突発的に起こり得る、そして高額予想が予想されて

おりますので、この5,500万円の歳入不足を見込んだわけであります。ですので、この国民健康保険特別会計予算については妥当な予算であると思っておりますので、ここで賛成意見として意見を言わせていただきました。以上で終わります。

○議長（野口 俊明君） 他に。早く、静かに。他に討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第23号

○議長（野口 俊明君） 議案第23号 平成29年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長、4番。

○議長（野口 俊明君） 討論がありますので、まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長、4番。

○議長（野口 俊明君） 4番 圓岡 伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） この議案第23号に反対をいたします。一般会計でも述べたように特別会計でありながら、一般会計の歳入歳出と区別をして経理のできていない名和診療所の電気代50万円と、保険福祉センター大山の委託料には、会計上の大きな問題があると言わざるを得ないので、この議案第23号に反対をいたします。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。再開は10時50分といたします。休憩いたします。

午前10時40分休憩

午前10時50分再開

議案第 24 号

○議長（野口 俊明君） 再開いたします。

次、議案第 24 号 平成 29 年度大山町後期高齢者医療特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第 25 号

○議長（野口 俊明君） 議案第 25 号 平成 29 年度大山町介護保険特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第 26 号

○議長（野口 俊明君） 議案第 26 号 平成 29 年度大山町農業集落排水事業特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第 27 号

○議長（野口 俊明君） 議案第 27 号 平成 29 年度大山町公共下水道事業特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第 28 号

○議長（野口 俊明君） 議案第 28 号 平成 29 年度大山町風力発電事業特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 討論がありますので、まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 4 番 圓岡 伸夫君。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） この議案第 28 号に反対をいたします。平成 36 年には基金積立金が 1 億円を超えるという説明がありましたけれども、その頃には発電開始から 19 年が過ぎ、設備の老朽化が進んで満足に発電ができなくなっているかもしれません。29 年度末残高見込みで 2,105 万円しかない積み立て金を早急に基金造成する必要があると思いますので、この議案第 28 号に反対をいたします。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員（12 番 吉原 美智恵君） 議長、12 番。

○議長（野口 俊明君） 12 番 吉原 美智恵君

○議員（12 番 吉原 美智恵君） この議案第 28 号の風力発電事業の特別会計予算に対して賛成の立場で討論いたします。

本会計予算を立てるにあたりまして、施設の稼働時から 27 年度までの発電量を考慮して、29 年度から現在より約 10%減となるあらたな目標発電量を設定するとともに、延命化のための修繕計画が示されています。

この計画で平成 31 年度までで償還金も終わり、平成 34、35 年度頃には基金の積み立て額は 1 億円に達すると見込まれております。妥当な予算計上でありますので、賛成いたします。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。
〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
これから議案第28号を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。
本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第 29 号

○議長（野口 俊明君） 議案第 29 号 平成 29 年度大山町温泉事業特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。
〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
これから議案第29号を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。
本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第 30 号

○議長（野口 俊明君） 議案第 30 号 平成 29 年度大山町宅地造成事業特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。
〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
これから議案第30号を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。
本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第 31 号

○議長（野口 俊明君） 議案第 31 号 平成 29 年度大山町索道事業特別会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。
〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第 32 号

○議長（野口 俊明君） 議案第 32 号 平成 29 年度大山町水道事業会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 30 議案第 47 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 30、議案第 47 号 土地売買契約の締結について（大山町旧小金田池(大山町役場大山支所南側)町有地)を議題にします。

提案理由の説明を求めます。町長 森田 増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 議案第 47 号 土地売買契約の締結について（大山町旧小金田池（大山町役場大山支所南側）町有地）、これの提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

本町有地は、農業用ため池として関係集落が維持管理を行っていた土地でございますが、利用者の減少等により平成 28 年 11 月 30 日に用途廃止及び大山町に返還された土地になります。議案でお示ししておりますとおり、計 4 筆、合計面積 9,644 平方メートルを売却するものでございます。

売却方針及び方法につきましては、新たな定住促進と活力を創出するため、創意工夫のノウハウをもつ民間事業者等の柔軟な発想、企画による提案を募り、公募型プロポー

ザル方式により実施いたしたところであります。1月19日に公募を開始し、2月3日の応募期限までに1事業者、1共同事業者ということではありますが、の応募がありその応募事業者より2月22日に企画提案書の提出がございました。3月9日にプロポーザル審査選定委員会を開き、提案事業者より提案内容のヒアリング等を行いました。事業計画及び購入価格等を審査し、最優秀者、売却の相手方でありますけれども、として、事業代表者 鳥取県西伯郡大山町所子 263-1 株式会社 所子建設代表取締役 中川郁夫と事業共同者であります鳥取県西伯郡大山町押平 763-1 船越建設株式会社 代表取締役 船越秀志を選定し、平成29年3月13日に土地売買仮契約を締結いたしました。なお、売却価格は2,600万円であります。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（野口 俊明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第47号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

日程第31 議案第48号 ～ 日程第43 議案第60号

○議長（野口 俊明君） 日程第31、議案第48号 平成28年度大山町一般会計補正予算(第12号)から日程第43、議案第60号 平成28年度大山町水道事業会計補正予算(第3号)まで、計13件を一括議題にします。提案理由の説明を求めます。

町長 森田増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） ただいまご上程いただきました議案第48号～議案第60号ということで一括の話をいただきました。それぞれの議案について述べさせていただきます。

議案第48号 平成28年度大山町一般会計補正予算(第12号)、議案第49号 平成28年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算(第1号)、議案第50号 平成28年度大山町夕陽の丘神田特別会計補正予算(第4号)、議案第51号 平成28年度大山町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)、議案第52号 平成28年度大山町国民健康保

険診療所特別会計補正予算(第5号)、議案第53号 平成28年度大山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、議案第54号 平成28年度大山町介護保険特別会計補正予算(第4号)、議案第55号 平成28年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)、議案第56号 平成28年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)、議案第57号 平成28年度大山町風力発電事業特別会計補正予算(第3号)、議案第58号 平成28年度大山町温泉事業特別会計補正予算(第2号)、議案第59号 平成28年度大山町索道事業特別会計補正予算(第4号)、議案第60号 平成28年度大山町水道事業会計補正予算(第3号)につきまして、提案理由が同一理由でございますので、一括してご説明を申し上げたいと存じますのでよろしくお願い申し上げます。

本案は、来年度当初から契約の履行が必要なものにつきまして、本年度中に契約を締結する必要が生じることから、当該契約に係る債務負担行為の設定をするものでございます。

各会計におきまして、翌年度当初から発生する恒常的な製造の請負、財産の買入れ、物件の借入れ及び業務の委託に要する経費で、本年度中に契約を締結する必要が生じるものについての債務負担行為で、翌年度の当初予算額として議決を得た額を上限額としたしておるところでございます。以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議案第48号

- 議長(野口 俊明君) これから、議案第48号 平成28年度大山町一般会計補正予算(第12号)について、質疑を行います。質疑はありますか。
- 議員(6番 米本 隆記君) 議長、6番。
- 議長(野口 俊明君) 6番 米本 隆記君。
- 議員(6番 米本 隆記君) ちょっとこれ文言の間違いかなというふうにちょっと思うんですけど、だいたい全部に書いてある、通してなんですけど、債務負担行為の文書中です。翌年度から当初からということであるんですけど、先ほど町長は今年度に契約せないけんということをおっしゃったけど、ここでは前年度中という表現が書いてあるんですけど、今は28年度で前年度中ということはちょっと、来ると思うんですけど、そこは文言の間違いでしょうか、そこを確認したいと思います。
- 町長(森田 増範君) 議長。
- 議長(野口 俊明君) 森田町長。
- 町長(森田 増範君) 担当よりお答えさせていただきます。
- 総務課長(酒嶋 宏君) 議長、総務課長。
- 議長(野口 俊明君) 酒嶋総務課長。
- 総務課長(酒嶋 宏君) 今、町長のほうが提案理由で説明しましたのは、29年度に

関して今年度にやるということをおっしゃいます。で、議案のほうはですね、ずっとこれ継続でいきますんで、次年度は、何て言うのですかね、29年度中に30年度をやるというような形で前年度中にやるということでこの文言がずっと生きてくるということなんです、今言われたのは、説明のほうとここが違うということでおっしゃっていることですよ。ですんで、今回の説明は29年度に向けて28年度中にやるよということをおっしゃったので、若干ここの説明とは違っているんですけど、まだ前年度に次年度の分をやるということです。ですんで、今は29年度を28年度中にやる。来年になりましたら、30年のを29年度中に行うということをおっしゃったということでおっしゃいます。

[「了解」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第48号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

議案第49号

○議長（野口 俊明君） これから、議案第49号 平成28年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算（第1号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第49号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

----- . ----- . -----

議案第 50 号

○議長（野口 俊明君）これから、議案第 50 号 平成 28 年度大山町夕陽の丘神田特別会計補正予算（第 4 号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 50 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 50 号は原案のとおり可決されました。

----- . ----- . -----

議案第 51 号

○議長（野口 俊明君）これから、議案第 51 号 平成 28 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 51 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 51 号は原案のとおり可決されました。

----- . ----- . -----

議案第 52 号

○議長（野口 俊明君）これから、議案第 52 号 平成 28 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 5 号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

議案第 53 号

○議長（野口 俊明君） これから、議案第 53 号 平成 28 年度大山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号） について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

議案第 54 号

○議長（野口 俊明君） これから、議案第 54 号 平成 28 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 4 号） について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

----- . ----- . -----

議案第 55 号

○議長（野口 俊明君） これから、議案第 55 号 平成 28 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 55 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 55 号は原案のとおり可決されました。

----- . ----- . -----

議案第 56 号

○議長（野口 俊明君） これから、議案第 56 号 平成 28 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 56 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 56 号は原案のとおり可決されました。

----- . ----- . -----

議案第 57 号

○議長（野口 俊明君） これから、議案第 57 号 平成 28 年度大山町風力発電事業特別会計補正予算（第 3 号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

議案第 58 号

○議長（野口 俊明君） これから、議案第 58 号 平成 28 年度大山町温泉事業特別会計補正予算（第 2 号）について、質疑を行います。質疑はありますか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第58号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

議案第 59 号

○議長（野口 俊明君） これから、議案第 59 号 平成 28 年度大山町索道事業特別会計補正予算（第 4 号）について、質疑を行います。質疑はありますか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

----- . ----- . -----

議案第 60 号

○議長（野口 俊明君）これから、議案第 60 号 平成 28 年度大山町水道事業会計補正予算（第 3 号）について、質疑を行います。質疑はありますか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 60 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 60 号は原案のとおり可決されました。

----- . ----- . -----

日程第 44 諮問第 1 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 44、諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長 森田 増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましてご説明を申し上げます。

本案は、任期満了となります人権擁護委員につきまして検討の結果、ふたたび手島孝人さんを推薦いたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

手島さんは、昭和 52 年から鳥取県職員に採用され、福祉事務所等の業務に永らく携わられ福祉サービス等を提供・支援する中でさまざまな人権問題に関わってこられました。県を退職後も中山公民館長の要職に就かれ現在も活躍をいただいているところであります。

また、一般社団法人鳥取県社会福祉士会副会長鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査委員も務められており、米子人権擁護委員協議会常務委員に就かれるなど人権擁護に対する見識及び経験に精通されておられる方であり、適任と考え推薦するものでございます。

なお、発令期間は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの任期 3 年の予定でございます。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（野口 俊明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから諮問第1号を採決します。

お諮りします。本諮問は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、諮問第1号については同意することに決定しました。

日程第45 陳情第1号

○議長（野口 俊明君） 日程第45、陳情第1号 「沖縄の声に共鳴して地方自治の堅持を日本政府に求める意見書」の採択を求める陳情書を議題とします。

審査結果の報告を求めます。総務常任委員長 吉原 美智恵君。

○総務常任委員長（吉原 美智恵君） ただいま議題となりました、陳情第1号 「沖縄の声に共鳴して地方自治の堅持を日本政府に求める意見書」の採択を求める陳情書について、総務常任委員会で3月7日に委員全員の5人で審査いたしましたので、審査結果の報告をいたします。

国の安全保障に関わる案件であり、国と沖縄県との間には、われわれ他県の自治体に関わるべきではないと判断いたしました。

採決の結果、全会一致で不採択すべきものと決しました。以上、審査結果の報告を終わります。

○議長（野口 俊明君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長、4番。

○議長（野口 俊明君） 討論がありますので、この陳情に対する委員長報告は不採択ですので、この陳情に対してまず賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長、4番。

○議長（野口 俊明君） 4番 圓岡 伸夫君。

○議員(4番 圓岡 伸夫君) この陳情は採択すべきだと思います。2014年12月14日に投開票された衆議院選挙で自民党が圧勝しましたが、沖縄県では自民党の候補者は誰一人当選をいたしませんでした。この選挙結果をふまえれば、今、国が辺野古で行っていることは沖縄の民意を真摯に受け止めていない証拠です。

大山町が交流を重ねている嘉手納町議会のホームページを見れば多くの意見書や講義決議を可決されています。日本政府はこれらの声に真摯に耳を傾けるべきだと思いますので、この陳情は採択すべきだと思います。

○議長(野口 俊明君) 次にこの陳情に対して反対者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員(9番 野口 昌作君) 議長、9番。

○議長(野口 俊明君) 9番 野口 昌作君。

○議員(9番 野口 昌作君) 私はこの沖縄の声に共鳴して地方自治の堅持を日本政府に求める意見書」の採択を求める陳情につきまして反対の立場から、不採択の立場から討論させていただきます。

皆様方も御存じのとおり、この前北朝鮮のほうが発射したミサイルの4発を同時に試射いたしまして、日本の排他的水域に落下しております。北朝鮮もいつ本土のほうにもミサイルを撃ち込むか分かりません。そういうなかで、やっぱり安全保障という観点から日本の安全保障という観点から、やはりどこかにそれらを防ぐ、迎撃する施設がないといけないということになると思います。やはり基地機器は必要なわけがございます。それをどこに置くかということがございますけれど、この沖縄に今米軍基地がありまして、ここが最も重要な日本の安全を保障する基地になっているわけがございますが、やはりこれは国の問題でございますから、第一にやっぱり国としての安全ということを考えていき、その中からならどこに持っていくかということ、それはやはりこれまであっている沖縄のほうということはまあしかたないでないかなというぐあいに私思ったりするわけがございます。まあこれは本当に自治体としては難しい問題もあるかもしれませんが、やっぱりこの沖縄の声をですね、基地を撤去せというようなことはなかなか難しいでないかと思ってですね、この陳情に反対するものでございます。以上です。

○議長(野口 俊明君) 他に討論がありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口 俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第1号を採決します。

この陳情に対する委員長報告は不採択ですので、原案に対して採決します。

この陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(野口 俊明君) 起立少数です。

したがって、陳情第1号は、不採択とすることに決定しました。

----- . ----- . ----- . ----- . -----

日程第46 大山町とNPO法人との契約に関する調査特別委員会の調査結果の報告

○議長（野口 俊明君） これから、日程第46、「大山町とNPO法人との契約に関する調査特別委員会の調査結果の報告を議題にします。

大山町とNPO法人との契約に関する調査特別委員会委員長 岡田 聡君。

○委員長（岡田 聡君） 大山町とNPO法人との契約に関する調査特別委員会の調査結果の報告をいたします。

大山町とNPO法人との契約に関する調査特別委員会報告書、平成29年3月16日。大山町議会議長 野口俊明様 大山町とNPO法人との契約に関する調査特別委員会委員長 岡田 聡。

1. 調査の目的、平成28年11月はじめに新聞で報道された大山町とNPO法人大山中海観光推進機構(以下「大山王国」と呼ぶ)との委託契約に関する問題について、真相を解明するとともに、これを教訓として今後の町行政の改善点やあり方などを改革すべき点を明らかにする。

2. 調査の経過、大山町と「大山王国」との委託契約に関する疑惑報道について、町より事務執行監査要求が行われた。規定に基づいて大山町監査委員による特別監査が実施され、12月22日付で執行部に報告、27日の議会全員協議会において、議会に説明が行われた。それによると十分に審査されず、すべて1法人との随意契約であったこと。期限内に実績報告が提出されていないこと。大山町財務規則に反している事項があること。領収書がそろっていないこと(監査時点で2,800万円分)など数々の問題点が指摘された。それを受けて大山町議会では、さらに真相を解明し、今後の町行政の改善を求めべく、平成29年1月20日「大山町とNPO法人との契約に関する調査特別委員会」を設置し、調査を開始した。

3. 調査方法、町長から見積書、契約書、実績報告書、領収書等支払一覧など、証憑書類の提出、「大山王国」から銀行預金通帳の写しを、職員A(特別監査報告にならってそう呼ぶ)から自身の預金口座の取引明細表の写しを任意で提出要請し、それらの資料を調査した。また町長と、「大山王国」理事長に質問書を送付し、回答を得た。そして「大山王国」理事長や執行部からの聞き取り、職員Aからは3回の聞き取りを行った。さらに担当課の関係課長補佐、室長からはアンケートへの協力を要請し、回答を得た。

4. 調査結果、大山町が「大山王国」に委託した事業は、平成18年度から28年度まで17事業あり、契約金額の総計は、約8,237万円である。委託した大山町の担当幹部職員であった職員Aは、11事業の発注に直接関わってきた。一方、受託した「大山王国」における業務担当者は、当初から理事として参画していた職員Aであり17事業中16事業について、受託業務をおこなってきた。つまり同一人物が委託側であり、かつ

受託側として業務を行ってきたのである。

調査の結果、以下のような問題点が明らかになった。

(1) 「大山王国」側の問題点

まず受託側である「大山王国」の問題点として、以下のような不適正な事務処理や、経理処理が明らかになった。

①実績報告が年度内に行われていない事業が平成 24 年～27 年の 4 年度分あり、8 カ月ないし、約 3 年後に遅れて行われている。なお、特別監査の時点で実績報告なしとされていた平成 23 年度の 2 つの事業についてはその後理事（すなわち職員 A）の控えにより平成 24 年 4 月 10 日の日付で実績報告書が作成されていることが判明したが、委託者には提出されていなかった。実績報告書は全ての事業が作成されていたわけだが、実績報告の大幅な遅れにより、委託側である大山町の検査が 5 つの事業で行われていない結果となっている。

②委託契約書のある事業について、領収書等の整理ができておらず、あちこちに散逸しており、領収書等が完全にそろっていない。そのため、特別監査の時点では、領収書等の金額が契約金額よりも合計で約 2,800 万円少なかった。その後、議会に提出された領収書の支出一覧表によって再計算しても差額が相当額ある。これは、いわゆる使途不明金として疑念が残り、理事（職員 A）による私的流用などの疑いも残る。

③領収書等には宛名の多くが、「大山王国」と記載されているが、中には宛名や日付がないもの、宛名が同一筆跡と思われるもの、宛名が「大山王国」でないものなど、不備な領収書が少なからず見られる。

④大山王国の預金口座から理事（職員 A）個人の預金口座に平成 21 年度から毎年度振り込まれている。これは理事（職員 A）が立替払いしたものの補てん額という。立替払い理由は事業の進捗、町からの委託金の支払い時期のずれ、事務費超過などによるものとのことである。立替払いが発生することが多く、多額の場合、個人のクレジットカードで決済することも日常化していたという。

しかし、任意に提出された理事（職員 A）の預金口座についての預金取引明細やクレジットカードの取引明細を見ても事業経費なのか、個人経費なのか判別がつかない。本人でさえ判別が付かないと申述している。そのため、実績報告の金額の信ぴょう性も私的流用などについて否定している本人の申述内容も確認することができない。いずれにしても事業費を個人口座に振り込むこと自体が大問題であり、あってはならないことである。

⑤委託契約は虚偽かどうかについて

昨年 11 月 1 日に初めて報道された新聞記事によると、理事（職員 A）が「まちの PR 事業を米子市の NPO 法人に委託したように装い、実際には自身で実施していたことが分かった」とある。その点について述べる。

「大山王国」理事長からの聞き取りによると、理事長は大山町からの委託契約については「知らなかった、報告を受けてなかった」と申述している。一方、理事（職員A）は「報告してなかったので理事長は事業内容は詳しくは知られなかったと思うが、大山町からの委託があることは知っておられたと思う」と答術している。この食い違いについては「大山王国」という組織が、理事長の決裁や理事会の承認など必要なしにそれぞれの理事が受託した業務をこなしていたからと考えられる。

それは理事長が「NPOの場合、理事は代表権があるので、やったことはまとめて報告しなかったということで、契約するものは決して偽りの契約ではないと言われるとそうです」と答術していることから推察できる。

つまり「大山王国」では、書類の証明印として理事長が使っている丸印でも理事（職員A）が使っている角印でも外形的には通用しているということである。したがって大山町と「大山王国」との契約は、外形的とはいえ、成立していると言える。また理事（職員A）が「大山王国」の受託者として1人で取引していたと言える。

（2）大山町側の問題点

次に、委託側である大山町の問題点を述べる。

- ①発注者側としての職員Aが理事として、受託業務をしていたために、取引先との交渉や事業費の銀行への出し入れなどは勤務時間中に行わなければならない、全体の奉仕者としての公務員の職務専念義務に明らかに違反する行為が繰り返されてきた。
- ②期限内に実績報告書を提出しないという契約条項を守らないような法人と継続して随意契約を結んできたことは、随意契約について十分な審査が行われなかった不適切なものであった。
- ③平成 26 年度までは、大山町財務規則に反して概算払いをしてきた事業があったり、概算払いの精算が行われていないのに、次の概算払いが行われたりしてきた。
- ④「大山王国」は実績報告書を期限内に提出しないというずさんな事務処理を繰り返していたにも関わらず、大山町は何ら措置をせず見過ごしてきた。
- ⑤「大山王国」の実績報告が年度内に行われなかったため、担当課内での実績報告の検査が行われなかったものが、4カ年度5事業ある。これらについて監査報告にあるように、厳格な証憑書類の検査をしたうえで、概算払いの精算をしなければならない。しかし、未だ検査が完了しておらず、明らかに怠慢である。
- ⑥検査が行われた事業であっても、検査調書には、「大山王国」理事長が検査に立ち合ったと書いてあるが、実際には立ち合っておらず、検査調書が事実と反したのもあった。
- ⑦実施された検査であってもそれは不十分なものであったと思われる。この点については、職員Aのかつての同僚職員からのアンケートにある「検査をする担当課職員も、仕事と「大山王国」との区別がつかず上司の指示で動いていたこともあり、第三者的な検

査はできていません」とか「大山王国との契約案件について検査体制は機能していなかったと思う」との回答からも裏付けられる。以上述べてきたように受注した「大山王国」と発注した大山町の両者にずさんとも言える不適正な事務、経理の処理が長年行われてきた。その要因が同一人物が委託と受託を兼ねていたことにある。そのために委託した担当課として、厳格に実施しなければならない実績報告の検査がいい加減になったり、実績報告が出されていないのに、督促ができなかったりしたのである。

また後追いで処理しても、未だにそろわない領収書等もあり、領収書等の合計が、契約金額の合計に満たない「使途不明金」が、多額に上ることは重大視しなければならない。職員Aは、「大山王国」理事として業務内容自体を行っていたとはいえ、「大山王国」や大山町行政の信用を失墜させた責任は重大である。

またそれがチェックできないまま事業を継続してきた町行政の在り方も大きく問われなければならない。そして、議会も結果論として責任がありチェック機能を強めなければならない。

5. まとめ（今後の改革と問題の処理）

以上の調査結果を踏まえてこの問題の処理はどうすべきか、不適正な事務処理や経理処理を発生させないためにこれからの行政をどう改善改革し、公正な行政運営に努めるべきか提言する。

①問題が起こった大きな要因は、委託側の担当課職員と、受託側の担当理事が一人二役で業務をしていたことにある。これは本来やってはならないことであり、今後委託事業にあたってはこのようなことは絶対にあってはならない。

②もう一つ大きな要因として、同一職員が10年以上も同様な部署に所属していたことがあげられる。職員Aは観光業務、企業誘致、地方創生など多方面に人脈が多く、仕事ができ、信頼できるという誤認の基に、例外的に異動が無されなかった。そのために職場内が風通しの悪い、進言、提言、相談もできにくい雰囲気になったと考えられる。適度な人事異動、新陳代謝が必要である。

また職場内の問題点や改善策を上部へ提言できる制度も考慮する必要がある。

③担当課の課長補佐、室長からのアンケートに、「常に上司から「ほうれんそう」を求められ、報告、相談に努めている反面、明解な回答や説明を果たしてもらえないことが多い」とあるように、今回の事象でも早い段階で職員へ何らかの説明が必要だったのではないか。

④8年もの間、不適正な事務、経理処理があったにも関わらず、問題点として取り上げ、対処できなかったのは何故か。今回の問題は大山町行政の不十分さの反映でもあり、チェックが十分機能する体制を構築しなければならない。

⑤随意契約の審査は厳格に行う必要がある。委託業務終了後には、検査において実績を厳格に評価し、前例踏襲という安易な判断はすべきでない。

⑥大山町財務規則に違反した行為が多い。職員の財務に関する研修を行うなど、財務規則を守る必要がある。また概算払いを行った場合、最終的には実績報告書と精算書の作成が必要である。

⑦契約業務の事務に関わるガイドラインや、検査要綱、検査マニュアルなどが必要である。

⑧職員の兼職、及びその業務内容については報告義務を徹底する必要がある。

⑨各職場各部署の業務量の均衡は適正であるか、検討が必要が必要である。

⑩公金を扱う行政職員は、行政の基本に立ち返って、経理や事務の処理においては、適正な業務を遂行すべきである。

以上 10 項目の指摘事項については、早急に解決策を構築し、実行されたい。これ以上の解明は困難であるため、残された疑問点については今後行政の責任で解明して、公表し、解決されたい。以上、終わります。

○議長（野口 俊明君） これで大山町と NPO 法人との契約に関する調査特別委員会の調査結果の報告を終わります。

日程第 47 議会改革調査特別委員会の調査結果の報告

○議長（野口 俊明君） これから日程第 47、議会改革調査特別委員会の調査結果の報告を議題にします。議会改革調査特別委員会委員長 杉谷 洋一 君。

○委員長（杉谷 洋一君） ただいま議題になりました議会改革調査特別委員会の報告をさせていただきます。

朗読させていただきますので、よろしくお願ひします。

議会改革調査特別委員会報告書、平成 29 年 3 月 16 日、大山町議会議長 野口俊明様
議会改革調査特別委員会委員長 杉谷洋一。

第 3 次となる議会改革調査特別委員会は、平成 27 年 12 月 21 日に設置して以来、議会のあり方・運営・議員の資質向上などについて、13 回の委員会を開催し調査を重ねてきました。

議員自らが改革意識を持つとともに、「開かれた議会」をめざして検討、協議を重ね、平成 28 年 9 月 7 日には議長に議員定数と報酬について中間報告を提出した。

その他の多くの課題等についても審議を深め、下記の改革案について一致をみたので報告し、当特別委員会の調査を終了する。

記、1. 議員の資質向上について

(1) 議員研修会、議員勉強会の開催、年 2 回開催している議員討論会と併せて、議員個々の政策能力向上と、地方分権時代に即応した議会のあり方などを学ぶため、大山町議会独自の研修会、勉強会を開催する。

研修会は、全国市町村国際文化研修所指定の講座受講を基本とするが、その他議長が

認める研修についても受講の対象とする。

勉強会は、時勢あるいは行政課題を深く追求するために、議員の総意で開催する。

- (2) 「議員と語る会」の改革、開かれた議会と議員の資質向上につながる重要な取組みの一つである「議員と語る会」は、議会からの一方的な報告会から町民の声を聴く形式に変わり、一定の成果を得てきた。

しかし、参加者の減少と固定化傾向が見受けられるため、今後は集落・サークル・団体等へ議員自らが出かけるなど、住民との対話を大切にした開催方法も検討する。

- (3) 議員定数、報酬、政務活動費など、大山町議会議員の定数は、現状通り 16 人とする。報酬は、現状の県西部地区特別職報酬等審議会答申の金額を尊重する。政務活動費は、当特別委員会では支給すべきでないとした。

2. 情報公開、住民参画について

- (1) 各種団体との意見交換会の開催、議会は、平成 19 年から政策立案或いは行政への民意反映を目的に、各常任委員会が主体となり、所管の各種団体と意見交換会を開催してきた。意見交換会は年々充実してきており、今後も継続する。

- (2) 委員会のテレビ中継、先進的な町村議会では放送設備の充実を図り、委員会をテレビ中継している。前回の改革委員会から課題を引き継いだが、本町では議員間の共通認識も未熟成であり、設備的にも難しく、環境の充実状態をみて今後の課題とした。

- (3) 議会広報の充実について、議会の顔であり、町政や、議会の動き考え方を周知できる最も有効な手段である本町の「議会だより」は、近年、全国町村議会議長会広報誌コンクールにて 2 位、3 位の表彰を受けており、その継続を図ることは重要である。

議会広報の更なる充実と広報常任委員会の資質向上のために、必要な研修を行うこととする。

広報常任委員会の委員の定数を 8 人とし、任期の前期 2 年、後期 2 年のどちらかで、全議員が選任されることとする。

- (4) タブレットの導入、タブレットの導入を既に実施中の町村があるが少数であり、その運用方法や成果も未知数であるなど、活用方法に差がある現状である。

タブレットの正しい理解や具体的な操作など、クリアすべき課題や環境整備の必要な状況ではあるが、その導入に向けて、実施時期を含めた具体策を調査、検討していくこととした。

3. まとめ

議員勉強会の大磯町議会議長講演後の協議事項である「事務事業評価」、改選後の新人議員の研修方法等この他にも多くの意見・提案があり調査を行ったが、時間的制約があり今後の検討課題とした。以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（野口 俊明君） これで議会改革調査特別委員会の調査結果の報告を終わります。

ここで休憩いたします。再開は午後 1 時とします。

午前 11 時 59 分休憩

午後 1 時再開

○議長（野口 俊明君） 再開いたします。ただいま岩井美保子君から平成 29 年度予算審査特別委員会報告における発言について訂正の申し出がありました。お諮りします。これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。したがって、予算審査特別委員長岩井美保子君の発言を求めます。

○予算審査特別委員会委員長（岩井 美保子君） ただいま議題となりました案件でございますが、平成 29 年度予算審査特別委員会報告書というのをお出しいただきたいと思っております。

1 枚はぐっていただきまして、上から 19 行目の町道中山インター線の調査委託料 1,100 万円と読み上げましたが、委託料の後に、等という文字を一文字入れていただきたいとお願いするところでございます。よろしくお願いいたします。

日程第 48 発議案第 2 号

○議長（野口 俊明君） それではこれから日程第 48 発案第 2 号 大山町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。提出者 議会運営委員会委員長 野口昌作 君。

○議会運営委員長（野口 昌作君） 発議案第 2 号 大山町議会委員会条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

地方自治法第 109 条第 6 項及び第 7 項並びに大山町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出いたします。

一部を改正する条例でございますが、これは広報常任委員会の定数を現在 6 人のものを 8 人とするところでございます。これにつきまして、8 人といたします。この条例の施行は平成 29 年 4 月 24 日から施行するというものでございます。

提案理由を申し上げますと、さっき議会改革調査特別委員会のほうから報告がありました情報公開、住民参画についてというところで広報常任委員会の委員の定数を 8 人とし、任期の前期 2 年、後期 2 年のどちらかで全議員が選任されることとするというような議会改革調査特別委員会の報告がありました。これを受けてでございます。

本町の議会だよりは、全国の議会コンクールで 3 年連続優秀賞を獲得しておりますし、県下での、鳥取県下でのコンクールでは 19 年から 29 年まで 11 回連続の受賞をしております。その中で最優秀賞が 6 回という非常にいい成績を収めておりまして、議会の情

報を分かりやすく住民の皆さんへお伝えし、行政や議会への関心を高めていただく広報常任委員会の定数を 8 人とすると、そして議会だよりの更なる充実をはかるものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。以上でございます。

○議長（野口 俊明君） これから発議案第 2 号 大山町議会委員会条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 4 番 圓岡 伸夫君。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 一つお聞きしますけれども、本来議会からですね、こういうものを出すときには予算を伴うもの、特に予算を伴うものについては執行部との協議の上、執行部の了解が必要であるというふうに滋賀での研修で習ってまいりましたけれども、これについて執行部との協議は整っているのかお聞きしたいと思います。

○議会運営委員長（野口 昌作君） 議長、9 番。

○議長（野口 俊明君） 野口 昌作君。

○議会運営委員長（野口 昌作君） 定数を 6 人を 8 人とするものでございますが、施行が今年の 4 月からでございます。予算を伴うことは確かでございますが、現在のところそのことまで至っておりません。一応条例がですね、この条例改正が通るかどうかなかなか通ったらですね、大至急にやらなければいけないでないかというぐあいに存じておるようなことでございます。

○議長（野口 俊明君） いいですか。

○議員（8 番 杉谷 洋一君） 議長、8 番。

○議長（野口 俊明君） 8 番 杉谷 洋一君。

○議員（8 番 杉谷 洋一君） この件に関しましてはですね、事前に何名がというようなことを議会のほうでもいろいろ話の中で執行部の方にも相談しながらということもやりまして、最後に 8 名にしようやと。議会も誰もが一緒に汗をかいてしっかり頑張ろうやということで委員会のなかで圓岡さんも一緒になってそうさそうさということで決めた案件ですのでよろしくお願ひします。終わります。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議案第 2 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、発議案第 2 号は、原案のとおり可決されました。

----- . ----- . -----

発議案第 3 号

○議長（野口 俊明君） これから、日程第 49、発議案第 3 号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。提出者 議会運営委員会委員長 野口 昌作 君。

○議員（野口 昌作君） 発議案第 3 号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について提案いたします。

意見書の提出を行うものでございまして、これを意見書の内容を朗読いたします。

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書、地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。

また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。

しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、一昨年になりますね、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。

こうした中、地方議会議員の年金制度の時代に相応しいものにするこも、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考える。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 3 月 16 日鳥取県大山町議会議長 野口 俊明。

提出先でございますが、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣でございます。

これの提出理由でございますが、平成 23 年の 6 月に地方議会議員の年金制度の廃止ということが行われまして、その時の付帯決議で地方公共団体の長の取り扱い等を参考として国民の政治参加や地方議会における人材確保の観点を踏まえた新たな年金制度について検討を行うということで付帯意見が出されておりましたこれを基に 24 年の 4 月に費用者年金一元化により、共済年金が廃止され、厚生年金に統合される予定であることを前提として地方議会議員の厚生年金加入を検討したということでございます。

現在、全国の町村議会が抱えている問題の一つとして、地方議会の重要性が論じられる中、町村議会では議員のなり手不足深刻化していることでもあります。

昨年行われました統一地方選挙においては全国 928 ある町村のうち、およそ 4 割にあたる 373 町村において議員選挙が行われ、うち 2 割以上にあたる 89 町村では無投票当選となり、なかでも 4 町村では定数割れという状況でございました。ご承知のとおり議員を退職したあとの生活補償も基礎年金しかありません。こうした状況において、特に今後の議会を担う若い世代の方に立候補期待しても、サラリーマンの方々については加入していた厚生年金も議員の在職期間は、通算されず、老後に受け取る年金も低くなってしまいます。住民代表として、議会がこれまで以上にまちづくりにしっかり関わっていくためには、幅広い層の世代の方々が議員をやろうと思うような環境づくりを行っていかねばならないと思います。そのためには、町議会議員の年金制度を時代に相応しいものにする事で議員を志す新たな人材確保につながっていくと考えておりますので、この意見書への皆さん方のご賛同をお願いし、提案理由の説明とさせていただきます。以上でございます。

○議長（野口 俊明君） これから発議案第 3 号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員(10 番 近藤 大介君) 議長、10 番。反対討論。

○議長(野口 俊明君) 討論がありますので、まず原案に反対者の発言を許します。

○議員(10 番 近藤 大介君) 議長、10 番。

○議長(野口 俊明君) 10 番 近藤 大介君。

○議員(10 番 近藤 大介君) 本案に反対の討論をさせていただきます。

まず最初に申し上げますが、町村議会議員の報酬は極めて低いと私は思っております。今日、本会議が始まる前にですね、議員報酬の、3 月分の議員報酬の明細をいただきました。大山町議会議員の報酬は月額 22 万 1,000 円です。これに多少の費用弁償がついたりあるいは所得税等差し引かれたりしてですね、今月私がいただく議員報酬は差引 18 万 3,000 円ちょっとでございます。

これ以外にですね、私の場合でいけば国民健康保険と国民年金、個人で負担します。私の場合でいきますと、年額で 60 万をちょっと超えるぐらいの金額でございます。結構負担だと思っております。正直申し上げまして、議員報酬以外にそれなりの収入がないとなかなか生活もしていけないという状況で、しかし、地方議員の役割りが年々高まるなかでですね、仕事しながら片手間で議会活動ができる、するのもなかなか難しい状況になっております。そういう状況の中でですね、仮に地方議会議員の厚生年金制度の加入が認められた場合ですね、たぶん私の場合でいくと月額 3 万円ぐらいはメリットがあるのかなというふうに思っておりますが、結局その分の負担は誰がカバーしてくれ

るかといいますと、大山町がですね、社会保険料の負担をするということで、町民の皆さんには分かりにくいところですね、議員に対しての支出が増えるということでございます。見た目の議員報酬が変わらないなかですね、分かりにくいところで議員の、議員に対しての支払いが増えるということですね、そのことをもって本当に若い人の立候補の促進がそれで諮れるのだろうか。見た目の報酬は変わらないままです。

また、本案には非常に大きな問題があると私は思っています。地方議会議員の厚生年金制度の加入ということでございます。大山町議会議員も地方議会議員であれば、東京都議会議員も地方議会議員でございます。東京都議会議員の月額報酬は102万円だそうです。他には例えば横浜市議会議員の月額報酬は95万円だそうです。こういった議会議員の人に、本当に税金を使って厚生年金の保険料を負担するのが妥当なんでしょうか、必要なんでしょうか。県内で言えば、境港市議会議員でも月額報酬は38万円を超えています。私は、市議会議員以上の人ですね、厚生年金を税金で負担するということは全く必要ないと思っています。一方で、若い人が町村議会議員に立候補するのが難しい状況、これは間違いありません。

しかしそれは町民に分かりにくいところで手当てを出すのではなく、正々堂々と町民に議員の報酬の引き上げる必要性を説明してですね、町民に納得していただいたうえで、議会議員の報酬を引き上げるべきだと思っておりますので、このような形での議員、地方議会議員への福利厚生的なものは全く必要ないと思っておりますので、本案に反対いたします。

○議長(野口 俊明君) 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口 俊明君) 他に討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口 俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議案第3号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(野口 俊明君) 起立多数です。したがって、発議案第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第50 閉会中の継続審査について(総務常任委員会 請願第1号)

○議長(野口 俊明君) 日程第50、総務常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

総務常任委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配布しております申出書のとおり、請願第1号 テロ等組織犯罪準備罪(共謀罪)の創設に反対する請願書

について、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 51～日程第 55 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（野口 俊明君） 日程第 51、総務常任委員会の閉会中の継続調査についてから日程第 55 議会運営委員会の閉会中の継続調査まで計 5 件を一括議題にします。

総務常任委員会、教育民生常任委員会、経済建設常任委員会、広報常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、委員会の所管事務について第 75 条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで休憩をいたします。休憩につきましては、だいたい 30 分から 1 時間くらいだと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それではここで休憩いたします。

午後 1 時 23 分休憩

午後 2 時再開

○議長（野口 俊明君） 再開いたします。先ほどの休憩につきましては、緊急の全員協議会を開かしていただきまして、本日これから出る議案、議員提案の議案等の件について審議をさせていただいたところであります。

それでは開会いたします。

決議案第 1 号 小西 正記副町長に対する問責決議

○議長（野口 俊明君） お諮りします。

ただいま近藤大介君ほか 1 人から、決議案第 1 号 小西正記副町長に対する問責決議が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第 1 として、議題にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔 「異議なし」 「異議あり」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） はい、異議がありますので、起立によって採決します。

決議案第 1 号 小西 正記副町長に対する問責決議を日程に追加し、追加日程第 1 と
して議題にすることに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕 〔 「おかしくない」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 起立少数です。

したがって決議案第 1 号 小西 正記副町長に対する問責決議を日程に追加し、追加
日程第 1 として、議題とすることは、否決されました。

〔 「休憩」 「賛成」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） はい、休憩します。

午後 2 時 7 分休憩

午後 2 時 10 分休憩

決議案第 2 号 森田 増範町長に対する問責決議

○議長（野口 俊明君） それでは再開いたします。

お諮りします。

ただいま近藤大介君ほか 1 人から、決議案第 2 号 森田増範町長に対する問責決議が
提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第 1 として、議題にしたいと思います。ご異議ありま
せんか。

〔 「なし」 「異議あり」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 異議がありますので、起立によって採決します。

決議案第 2 号 森田 増範町長に対する問責決議を日程に追加し、追加日程第 1 として
議題にすることに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立少数です。

したがって決議案第 2 号 森田 増範町長に対する問責決議を日程に追加し、追加日
程第 1 として、議題とすることは、否決されました。

閉会宣告

○議長（野口 俊明君） これで本定例会に付議された案件は、全部終了しました。会議
を閉じます。

平成 29 年第 2 回大山町議会定例会を閉会します。

○局長（手島 千津夫 君） 互礼を行います。一同起立。礼。

----- . -----
午後 2 時 8 分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長 野口 俊明

署名議員 岡田 聰

署名議員 西山 富三郎